

## 湯沢市軽度・中等度難聴者等補聴器購入費補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、軽度・中等度難聴者等補聴器購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を給付することにより、コミュニケーション能力の向上及び積極的な社会参加を支援し、難聴者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、市内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）の交付対象とならない者で、両耳の聴力レベルが30デジベル以上又はこれに相当すると医師が認めた者
- (4) 過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補聴器（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項の管理医療機器に限る。以下同じ。）本体及び附属品の購入に要する費用とする。

2 修理費用、部品の交換費用及び附属品単独の購入費用は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限に予

算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、軽度・中等度難聴者等補聴器購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事の定める医師又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師が、対象者の聴力検査を実施し交付した医学的判定意見書(様式第2号。以下「意見書」という。)

(2) 意見書の発行日以降に購入した補聴器の領収書(メーカー、機種、型番、購入費等が明記されているもの。)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、軽度・中等度難聴者等補聴器購入費補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、申請者が第3条に規定する要件を満たさないと認めるときは、軽度・中等度難聴者等補聴器購入費補助金却下決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和9年3月31日までにこの告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。